

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 8 月 30 日現在

機関番号：32601
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2014～2017
課題番号：26370828
研究課題名(和文)宋代の地方法典に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Study on Local Codes in Sung

研究代表者

青木 敦 (Aoki, Atsushi)

青山学院大学・文学部・教授

研究者番号：90272492

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：部局・地方向けの特別法については、『宋会要輯稿』刑法「格敕」、『宋史』藝文志、『玉海』巻66などの刑法関係の書目などに、少なく見積もっても二十以上のこれら特別法典の名があり、文集を含めた宋代史料全体を見渡せば、さらに多くの特別法の存在が確認できる。そこで本研究では、行政ランクを含めた法典の新たな門別分類法を暫定的に定めた。そして前年度に引き続き、現存する全ての宋代判語から法律条文を復元する作業を続行し、現存の律や『慶元条法事類』中の敕・令などに対応させ、復元を行った。これらの成果の一部は2014年、『宋代民事法の世界』として発刊した。

研究成果の概要(英文)：Song legal structure is strikingly different from those of other period in Chinese history. Particular codes were compiled exclusively for branches and local governments, which were never seen in Ming or Qing. This study clarified the reason of such tendencies, and concludes that Song staffs had an obscure belief that administration was to be regulated by national laws, not less that by arbitrary decisions by politicians/bureaucrats.

研究分野：宋代史

キーワード：宋 律 敕 令 宋会要 慶元条法事類

1. 研究開始当初の背景

それまで申請者は、法制・地方行政の側面から宋代の行政体制の特色を明らかにしてきたが、さらに、長期的な経済開発史に関する諸課題に取り組む中で、いわゆる唐宋変革論の根拠となる印刷術・科挙制度・皇帝専制体制について再検討しつつ、これらが宋代の新しい法律発布制度と密着に関係していることが明らかになってきた。すなわち、法典が決して理念的・一般的(唐律・唐六典に代表される内部的整合性に重点が置かれた法・制度体系のと特色を含む)な内容を含むのみならず、法・例を利用する各部門が法律条文を参照するようになった。しかし、実際のこのような特別法の詳細については明らかにされておらず地方法典を中心とした特別法の詳細叙述が必要となった。

2. 研究の目的

宋代地方法典の全体を明らかにする。これを唐前半期～五代、宋元代、明清代の4時期にわけ、民間の経済活動に対する王朝の法的対応を敕令の立法内容にそくして描く。ことにしばしば現実の土地取引の紛争の契機となった、土地売買、典質、分産についての法条文を復元するとともに、路、州、あるいは中央の各部など、これらの法律がいかなる機関を対象としたものかを検討する。

3. 研究の方法

まず『宋会要』等の分析し、特別法と見られる法典名および巻数を特定する。また次に、可能な限りにおいてその法律条文を復元する。

4. 研究成果

この研究成果である下記雑誌論文・学会発表によって明らかになった内容は以下の通りである。宋朝では数度にわたって全国に一般的に復旧させる海行法典を編纂した一方、一路一州一縣敕令などと称される、地域別の法典や、政府の部門ごとの法典、用務ごとの法典をも、頻繁に編集・発布した。法典とは別に、現場の行政担当官吏は、やはり判断基準として過去の先例や法に頼らざるを得ないし、それらを独自に蓄積せざるを得ない。また法には、それを立法した者に由来する権威が備わっており、であるが故に、たとえ立法者自身が忘却していても、その権威を利用する側が成文法を持ち出すことも少なくない。各地方に独自の法や先例の蓄積、そしてその運用法があるということは、国家として法体系の整合性の否定につながるし、現場の独自の判断は、いわゆる胥吏の恣意的な解釈を招くことになるから、宋朝はできる限り、各地の法慣習を参酌しながら法典化し、こうした各地の独自の法運用を避けようとした。さらに行政に法的根拠を與えるためにほんの20

～30年で2万前後にふくれあがる指揮(単行命令)は、後にそのまま法律となる可能性のある有力な法令上の根拠であったから、各地・各部局は適宜これを利用してはいたが、その再検討と法典への転化にも、相当の努力がはらわれた。

本研究では、こうした地方における法律運用・法慣習と、これを把握し、法典化しようとした中央政府の関係を描いた。もっとも、このような地方の法の状況と、巨大な官僚機構の中にある中央の多くの部局(司)のそれとは、本来手づき・形式的側面では同次元で考えるべき問題ではあるが、ここではこれについては適宜考察し、基本的には開封や杭州と、宋朝の領域各地の関係について解明した。

まず研究史として、これまで地方法を含め、宋代の法典編纂史の骨格は、川村1993、滋賀2003、戴2009、川村2011などによって、基礎的に明らかにされている。地方法の多くも、滋賀2003によって紹介されている。だが実際に中央が把握してない地方の法としてどのようなものがあったか、中央がこれを法典化する際に、どのような過程を経たか、といった点については、従来紹介されていない史料もあるので、改めて宋代の地方における法の蓄積と、それに對する朝廷の姿勢を顧みた。

申請者が明確化した『景德農田敕』も、土地取引等の法律を集めた特別法であるが、同時に海行法である(青木2014)。結局このような、対象や内容、海行法との関係など、特別法と称する基準の不明確さも、議論を難しくさせる要因となっていることが明らかになった。この特別法の世界を初めて体系的に整理した滋賀2003:12-18によれば、

1. 地域ごとの特別法
 2. 官庁ごとの特別法
 2. 1. 官庁の運営に関する内部規則の編纂物
 2. 2. ある官庁の主管する国政上の要務に係わる規定集
 3. 特定要務にかかわる法規集
- と分類できる。『福建路令』『陝西編敕』などは1に、『馬遞鋪海行法』などは2に、『紹聖常平免役敕令』『景德農田敕』などは3に含まれることとなる。氏のこの一應の分類によって、はじめて宋代特別法の概略に接近する端緒が開かれたと言っていい。

さて、こうした特別法の由来は、五代に遡る。詳細は滋賀(2003:101, 124)にゆずるが、刑統などが編纂されるに際しては、三司臨時情報や、州県の見今施行は編集対象から外されたといい(『舊五代史』147 其刑法統類、開成格、編敕』等、採掇既盡、不在法司行使之限。自來有宣命指揮公事及三司臨時條法、州縣見今施行、不在編集之數。應該京百司公事、逐司各有見行條件、望令本司刪集、送中書門下詳議聞奏。歴代名

臣奏議』210 法令 太祖時 時寶儀進 刑統表 曰……臣等起請總三十二條、其格令宣敕削出、及後來至今續降要用者、凡一百六條、今別編分爲四卷、名曰 新編敕、凡釐革一司一務一州一縣之類、非干大例者、不在此數（『宋文鑑』63同）。『宋會要』刑法1—1 格令 建隆4年2月5 別取舊削出格令宣敕及後來續降要用者凡一百六條、爲『編敕』四卷。其釐革一司一務一州一縣之類不在焉。至八月二 上之。詔並模印頒行）、咸平の編敕刪定にも、『編敕』『目錄』『儀制令』『赦書』以外、一州一県一司一務を其釐するものは本司に還す、とされており、別途に扱われていた（『統資治通鑑長編』（以下、長編）43 咸平元年12月 本條、自有刑名者、依本條、又以續降赦書德音九道別爲一卷、附 淳化赦書』、合爲一卷。其釐革一州一縣一司一務者、各還本司。『宋會要』刑法格令 咸平元年12月23 も略同。）。

このような地方法には、二つの種類の名がある。一つは、具体的に地方名が明らかかなもので、もう一つは『一司一路敕』など、たんに 一路一州一縣 など 一 を冠されるもの（一路一州型 と仮に称する）である。後者に関して言えば、滋賀が指摘するように、神宗熙寧年間から一州一県敕編集の動きがあり、またこの頃同時に紹定諸司敕令所（のち詳定一司敕令所）など特別法の編集機関がほとんど常設されるようになる。だが、前者の地名を冠する法律名は、実は唐末から見られる。以下、こうした事例を若干挙げておく。

この熙寧年間後半という一路一州型出現の時期の問題については、常平法・免役法を中心とした新法改革が特別法の徹底的整備と表裏して行われた点、制度を重視した王安石の思想、地方の現状・現場重視の旧法党との對抗上の政策など、新法改革全体の中に位置づけて考察されるべきである。

なお元・明・清朝との比較は今後の課題である。明清朝は、法が量的に少なく、刑法的分野に偏した律およびその条例を受け継いではゆが、法典化という事業に熱意を持たなかった。部局・地方に蓄積された清代の省例、吏部や戸部の則例、『考成則例』などは、宋朝にあっては抄録させ、永格とすべき条文を残して余は遺棄すべき対象であったが、明清代には法体系の不整合が容認しがたい問題となる程、詳細な法典体系が存在しなかった。明の太祖のみならず、法典編纂の空白期とも言える元の『元典章』も、宋朝であればいずれは解消されるべき地方の法書であった。

5. 主な発表論文等 （研究代表者は下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

書評：大澤正昭『南宋地方官の主張—清明集』 哀氏世範』を読む』 法制史研究』

66, 2016

〔学会発表〕（計7件）

上海師範大学・人文與傳播学 東亜交流与南中国開拓史（2016年5月4日）

上海師範大学・古籍整理研究所 宋代敕令的重建与分類（2016年5月4日）

慶北大学校法科大学 宋代勅令条文復元についての諸問題（Issues on restoration of the sung statues）（2016年6月10日）

台湾大学・士人與近世社會文化變遷（1100-1500）Kiangsi Connection in Sung and Ming Courts: Cultures of Literati, Literature, and Commoners（江西人脈—宋明的士風・文風・民風—）（2016年8月2日）

中央研究院台湾史研究所（単独講演）全球化觀點下的近世論—以東亞為中心（2016年10月22日）

中央研究院台湾史研究所・本帝國與殖民地：人流與跨境（二）國際學術研討會

從奈良、彰化、大連到東京—跨海的神父吉村柳里一家的故事（李季樺博士と共同）（2016年10月22日）

台湾大学・歴史学系 再論全球化觀點下的近世論—從比較史的觀點來看中國的近世（2017年3月15日）

〔図書〕（計 件）

世界史のなかの近世』慶応義塾大学出版会、2017. 3. 31（ISBN：978-4-7664-2409-6, 272頁）
〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月：
国内外の別：

○取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月：
取得年月：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木敦（AOKI, Atsushi、青山学院大学・文学部・

教授・研究者番号90272494)